

公取協

AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL NEWS

ニュース

vol.74

2020.7

信頼されるクルマ販売を促進する

CONTENTS

2020年度定時総会(書面決議)を開催	1
新役員の紹介	3
2020年度の会費を2割減額、補正予算を承認	3~4
中古車販売店向け研修テキストを作成しました	4
「下請法」に関するマニュアルを作成しました	4
規約マニュアル等がホームページから ご注文いただけます	5
2019年度 広告作成に関する相談受付状況	5
2019年度 消費者相談受付状況	6
中古車の不当表示未然防止のための リーフレットを作成しました	6~7
公取協会会員のPR活動を行っています	7
二輪車関係ニュース	8

編集・発行／一般社団法人自動車公正取引協議会

<https://www.aftc.or.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F TEL 03-5511-2111(代表) FAX 03-5511-2112

2020年度定時総会(書面決議)を開催

— 2019年度事業報告書(案)及び決算書(案)等を承認 —

当協議会は、2020年度定時総会(6月26日、新型コロナウイルス感染防止のため書面決議)を開催いたしました。総会では、第1号議案=2019年度事業報告書(案)審議の件、第2号議案=2019年度決算書(案)審議の件、第3号議案=任期満了に伴う理事、監事選任(案)審議の件、第4号議案=会費規程の変更(案)審議の件、報告事項=2020年度事業計画書及び普通会員会費額並びに予算書の件についてそれぞれ審議し、原案通り承認されました。また、総会后、第129回理事会(7月10日、書面決議)が開催され、会長、副会長、専務理事が選任されました。

2019年度事業報告

四輪車関係

1. 規約に基づく適正表示の一層の促進

- 1) 規約遵守状況調査の実施
- 2) 広告表示の適正化のための普及活動の実施
- 3) 関係団体と連携した規約普及活動の推進

2. 会員事業者の表示管理体制整備・充実のための支援活動の実施

- 1) 表示管理体制整備のための研修会の開催
- 2) 広告関係事業者に対する研修会の開催
- 3) 表示管理体制のセルフチェックの実施
- 4) 表示管理者設置に向けた検討と実施

3. 不当表示行為の未然防止及び厳正な対処

- 1) 走行距離及び修復歴等の不当表示未然防止活動の実施
- 2) 会員・非会員の不当表示に対する厳正な対処

4. 運転支援機能等の適正な表示の促進及び技術の進展を踏まえた表示のあり方の検討

- 1) 規約運用の考え方の周知活動及び実態把握の実施
- 2) 自動運転化技術の進展等を踏まえた表示のあり方の検討
- 3) 中古車販売時の表示や情報提供のあり方の検討

5. 消費税率引上げに伴う適正な価格表示等の検討と周知活動の実施

- 1) 消費者に分かりやすい、価格等の適正な表示方法の検討
- 2) 適正な表示方法に関する周知活動の実施

6. 新たな販売方法等に対応した表示のあり方の検討

- 1) 販売価格や条件等の明瞭な表示の検討
- 2) 新たな販売方法に対応した表示のあり方の検討
- 3) 次世代自動車の普及等を踏まえた燃費情報の提供のあり方の検討
- 4) 中古車の「販売台数No.1」等、最上級表示のあり方の検討

7. 中古車の車両状態評価に関する監修・監査及びPRの実施

- 1) 監査基準に基づく監修及び監査の実施
- 2) 車両状態評価監修制度のPRの実施

8. 消費者関連事業の推進

- 1) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止活動の実施
- 2) 国民生活センター及び消費生活センターとの連携強化
- 3) 消費者団体及び消費者モニターとの情報交換活動の実施

9. 広報PR活動の実施

- 1) 規約及び公取協会員店のPR活動の実施
- 2) 会員に対する情報提供の充実

10. 大型車関係事業の推進

- 1) 規約に基づく適正表示の推進
- 2) 運転支援機能等の表示や燃費に関する情報提供のあり方の検討
- 3) 独禁法、下請法に関する普及活動の実施

11. その他の事業

- 1) 関係団体及び地方組織との連携強化活動
- 2) 独禁法、下請法等の普及指導

二輪車関係の主な事業

1. 規約に基づく適正表示の促進

- 1) 店頭表示のチェック・アドバイス活動を通じた適正表示の促進

2. 中古二輪車の品質評価（「品質評価実施店」）定着化

- 1) 「品質評価実施店」の拡充
- 2) 「品質評価実施店」の積極的PRの実施
- 3) 品質評価者講習会の開催

3. 中古二輪車の適正な走行距離表示の周知徹底

- 1) 中古二輪車の走行距離表示に関する調査の実施
- 2) 走行距離の適正な表示に関するキャンペーンの実施

4. 消費税率引上げに伴う価格等の適正な表示方法等の検討及び周知活動の実施

- 1) 消費者にわかりやすい適正な価格等の表示方法について検討、周知活動を実施

5. 規約及び施行規則の改正と普及活動の実施

- 1) 規約及び同施行規則改正案の策定
- 2) 改正規約及び同施行規則の会員に対する普及活動の実施
- 3) 改正規約及び同施行規則の施行
- 4) その他の検討事項に関する見直しの検討

6. 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施

- 1) 会員事業者の表示管理体制整備のための支援活動の実施
- 2) 都道府県景表法担当部門との懇親会の開催等、連携強化活動の実施

7. 消費者トラブルへの対応及び未然防止活動

- 1) 消費者からの苦情・相談の受け付けと対応
- 2) 消費者トラブルへの適切な対応及び未然防止のための対応の検討

2019年度決算

2019年度の決算(損益ベース)は以下のとおり

I. 経常収益

(単位：円)

勘定科目	決算額
1. 会費収入	261,451,000
2. 入会金収入	3,810,000
3. 事業収益	23,762,120
4. 雑収入	842,308
5. 違約金収入	3,000,000
6. 違約金預金取崩収入	2,000,000
7. 引当預金取崩収入	3,000,000
経常収益計	297,865,428

II. 経常費用

(単位：円)

勘定科目	決算額
1. 事業費	237,141,298
2. 管理費	31,134,761
3. 引当預金支出	24,032,246
4. その他の支出	1,557,000
経常費用計	293,865,305

III. 一般正味財産

(単位：円)

勘定科目	決算額
一般正味財産増減額	4,000,123
一般正味財産期首残高	209,557,242
一般正味財産期末残高	213,557,365

新役員を紹介します

任期（2年）満了に伴い定時総会及びその後開催された理事会において、次の方々が、会長、副会長、専務理事、理事、監事に選任されました。

また、次の方々が、顧問、相談役に委嘱されました。

会長	神子柴寿昭*				
副会長	加藤 和夫	堀井 仁	入野 泰一	竹林 武一	海津 博
専務理事	鈴木 欣也*				
理事	永塚 誠一	矢野 義博	平井 敏文	酒井 信也	赤間 俊一
	徳永 泉	大極 司	西村 健二	木場 宣行	松本 富男
	武藤 孝弘	林田 武人	伊藤 祐治	大村 直幸	石井 大
	浅見 尚久				
監事	辻 昇	小河原靖夫			
顧問	豊田章一郎	奥田 碩	宗国 旨英	小枝 至	張 富士夫
	青木 哲	志賀 俊之	豊田 章男	池 史彦	西川 廣人
	八郷 隆弘				
相談役	小関 真一	松村 一	小林 健二	橋本 一豊	澤田 稔

○新任 ※代表理事

2020年度の会費を2割減額、補正予算を承認

2020年度の会費額及び予算につきましては、第127回理事会（3月25日、書面決議）において承認され、前号（73号）のニュースにおいて既にお知らせしておりますが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の実施内容や方法等について見直しを行ったこと及び会員事業者や関係団体の事業活動への影響が甚大であることを踏まえ、普通会员会費（団体会費）、維持会員会費（個別会費）、賛助会員会費をそれぞれ2割減額し、これを踏まえた補正予算書（案）を策定、第128回理事会（5月22日、書面決議）において承認されました。

<補正予算書(案)のポイント>

- 1) 収入 会費減額により約5,115万円の減収、引当金900万円の繰り入れ等により、当初予算比約4,715万円（約17%）の減収。
- 2) 支出 定時総会の書面開催及び懇親会の中止、会議・研修会の中止及び規模縮小、規約遵守状況調査実施方法の見直し等により、当初予算比約2,994万円（11%）の減額。
- 3) 収支 支出が収入を約1,721万円上回るため、より一層の事業の効率的な実施等により支出減に努めるが、最終的に支出が収入を上回る場合は、不足分は正味財産を充当。

<普通会員会費（団体会費）>

(単位:円)

団体名	変更後会費額	変更前会費額
自工会	26,402,400	33,003,000
自販連	3,804,000	4,755,000
全軽自協	1,754,400	2,193,000
輸入組合	345,600	432,000
日整連	669,600	837,000
中販連	669,600	837,000
日本二普協	345,600	432,000
オートバイ組合連合会	345,600	432,000
合計	34,336,800	42,921,000

<維持会員会費（個別会費）>

(単位:円)

ランク	全従業員数	変更後会費額	変更前会費額
A	1,000人以上	112,000	140,000
B	999人~500人	80,000	100,000
C	499人~300人	56,000	70,000
D	299人~100人	32,000	40,000
E	99人~30人	16,000	20,000
F	30人未満	8,000	10,000
直接会員(30人未満の場合)		8,000	10,000
中古車専業者及び整備兼業者 二輪小売業者(30人未満の場合)		4,800	6,000
メーカー(各社合計分)		27,156,800	33,946,000
二輪車メーカー(各社合計分)		9,600,000	12,000,000

<2020年度補正予算>

<収入の部>

(単位:円)

勘定科目	補正予算額	当初予算額	増減
1. 会費収入	204,599,200	255,749,000	△51,149,800
2. 入会金収入	1,900,000	1,900,000	0
3. 事業収入	18,100,000	18,100,000	0
4. 雑収入	350,000	350,000	0
5. 違約金預金取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
6. 総会開催費用引当預金取崩収入	0	5,000,000	△5,000,000
7. 調査研究事業引当預金取崩収入	3,000,000	0	3,000,000
8. 指導普及事業引当預金取崩収入	3,000,000	0	3,000,000
9. 広報PR事業引当預金取崩収入	1,000,000	0	1,000,000
10. 情報システム事業引当預金取崩収入	2,000,000	0	2,000,000
経常収益計	236,949,200	284,099,000	△47,149,800

<支出の部>

(単位:円)

勘定科目	補正予算額	当初予算額	増減
1. 事業費	211,454,800	240,916,000	△29,461,200
2. 管理費	31,867,000	32,347,000	△480,000
3. 引当預金支出	9,096,000	9,096,000	0
4. その他の支出	1,740,000	1,740,000	0
当期支出合計	254,157,800	284,099,000	△29,941,200



■ 中古車販売店向け研修テキストを作成しました

中古車をメインに販売する会員事業者の皆様向けの「新車・中古車規約研修テキスト」を作成しました。

- ①規約に基づく適正表示の推進、②店頭・広告における必要表示事項のポイント、③中古車の運転支援機能に関する表示方法等、最新の情報を交えて解説しています。

また、新車規約のポイントや割賦販売価格・個人リース料金の表示の考え方、景品規約の概要等も加え、規約の入門書としてご活用いただけます。



■ 「下請法」に関するマニュアルを作成しました

下請法に関する理解を深めていただくため、2020年版「自動車販売・整備業界と下請法」を作成いたしました。

下請法の適用対象や親事業者の義務・禁止行為、違反事例について解説しています。

◀資料のご注文、研修会のご依頼について▶

いずれの資料も、研修会でのご活用の他、ご注文も承ります。

(頒布価格は、どちらも1部500円)

資料のご購入及び研修会開催のご依頼については、所属団体又は当協議会までお問い合わせください。

■ 規約マニュアル等がホームページからご注文いただけます

四輪車関係の各種マニュアル（規約、広告宣伝、消費者関連、下請法等）、「会員証」、「コンディション・ノート」、「走行距離計交換歴車シール等」等が、当協議会のホームページからご注文いただけるようになりました。当協議会ホームページの総合トップページ、「四輪車関係 頒布資料のご注文」バナーからご注文ください。



総合トップページ

■ 2019年度 広告作成に関する相談受付状況

《広告表示等に関する相談窓口として公取協をご活用ください》

当協議会には、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者から、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボードの作成に関する相談が数多く寄せられます。2019年度に受付けた相談件数は計1,563件でした。広告作成等にあたり、表示や景品に関する疑問や質問等がございましたら、当協議会までご連絡ください。2019年度の相談受付状況、主な相談事例は以下のとおりです。

1. 新車関係

総件数のうち、新車関係の相談は838件。その内訳は、709件が表示関係、94件が景品関係の相談で、その他が35件でした。

2. 中古車関係

総件数のうち、中古車関係の相談は608件。その内訳は、513件が表示関係、45件が景品関係の相談で、その他が50件でした。

・2019年度 広告表示・景品提供等に関する相談受付状況

▶URL https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/koukoku/2019/koukoku_2019_4_2020_3.pdf

《主な相談事例:新車関係》

Q. サポカー補助金について、バナー広告で表示する際、「サポカーのご購入で補助金最大10万円」と表示しても問題ないでしょうか？

今なら65歳以上の方に



サポカーの新車ご購入で
サポカー補助金最大10万円

A. サポカー補助金の10万円の対象となるのは、審査委員会による審査を経た、「①衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)」及び「②ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した車のみとなります。

したがって、上記の表示では、全てのサポカーが、補助金10万円の対象となるかのように消費者を誤解させるおそれがありますので、「交付には条件がある」旨を表示し、リンク先を必ず確認するよう促す対応をした上で、詳細条件をリンク先で明瞭に表示して下さい。

【正しい表示例:バナー広告】

今なら65歳以上の方に

サポカー補助金最大10万円(登録車)

補助金の交付には条件があります。
制度の詳細はこちらをクリック



リンク先ページで
詳細条件を明瞭に表示

2019年度 消費者相談受付状況

当協議会は、消費者等から自動車の購入等に関する相談を受け、トラブルへの対応方法等についてアドバイスを行っています。2019年度に受付けた相談件数は5,525件でした。

相談件数5,525件のうち、四輪車関係の相談受付件数は5,106件（92.4%）、二輪車関係は356件（6.4%）、その他（規約に関する相談等）は60件（1.1%）でした。

相談件数

① 新車関係

相談内容	四輪車	二輪車
品質・機能	357	18
契約・取引方法	339	10
キャンセル	289	9
付帯費用	10	0
その他	72	0
合計	1,067	37

② 中古車関係

相談内容	四輪車	二輪車
品質・機能	1,605	129
契約・取引方法	736	50
キャンセル	736	29
付帯費用	47	4
その他	144	17
合計	3,268	229

③ 買取関係

相談内容	四輪車	二輪車
品質・機能	17	2
契約・取引方法	104	8
キャンセル	63	5
付帯費用	4	0
その他	21	2
合計	209	17

④ 整備関係

相談内容	四輪車	二輪車
品質・機能	88	7
契約・取引方法	105	10
キャンセル	10	0
付帯費用	1	0
その他	72	7
合計	276	24

・2019年度における相談受付状況

▶URL https://www.aftc.or.jp/content/files/am/aftc_report_pdf/2019_data.pdf

《主な相談事例:四輪中古車》

中古車関係

事例	他の店舗にある中古車の購入を検討しているお客様から現車を見たいと言われ、自店に取り寄せました。現車確認の際、お客様に陸送費の支払いをお願いしたところ、「陸送費がかかることを事前に聞いていたら、現車確認はお願いしなかった」と言われ、支払いを断られました。陸送費を請求することはできないのでしょうか。
対応の考え方	販売店は、陸送費が必要となること及びその額について、お客様に事前に説明していないため、陸送費の支払いについてお客様との合意があったことになりませんので、お客様に陸送費の負担を求めることはできません。
未然防止のポイント	他の店舗にある中古車を取り寄せた場合の陸送費について、お客様に負担を求めることができるのは、陸送費が必要となること及びその額について、お客様に事前に説明し、陸送費の支払いについて合意を得ている場合に限られます。なお、他の店舗にある中古車を現車確認することを販売店がお客様に提案して取り寄せた場合は、営業活動の一環として行われたものであり、陸送費は当然販売店が負担することになります。

詳細は下記URLをご参照ください。

▶URL https://www.aftc.or.jp/content/files/am/shohisha/info_202006.pdf

中古車の不当表示未然防止のためのリーフレットを作成しました

中古車の修復歴や販売価格の不当表示（景品表示法・自動車公正競争規約）に該当する事例が相変わらず見受けられるため、「不当表示未然防止のためのリーフレット」を作成しました。会員の皆様においては、本リーフレットを参考に、適正な表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

<<修復歴に関する不当表示>>

◆オークションから「R (RA) 点」の車両を仕入れ「修復歴無（修無）」と表示

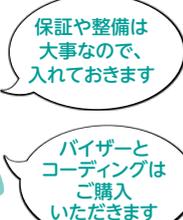
▷修復歴がある車両について『修復歴なし』と表示することは、不当表示（優良誤認・不当顧客誘引）に該当します。

▷商談時に「修復歴がある」旨を説明した場合であっても、不当表示であることに変わりありません。広告、展示、商談、全てにおいて「修復歴がある」旨を表示しましょう。

<<販売価格に関する不当表示>>

◆車両の本体価格を安価に設定し、有料の保証や整備、オプションの購入を強制する

<広告・プライスボード>



<商談時>



▷保証や整備、バイザーやコーティング等の有料オプションの購入を強制する、強引に勧める、購入者に説明もせず注文書に計上する、などの行為は絶対に行わないでください。

詳細は下記URLをご参照ください。

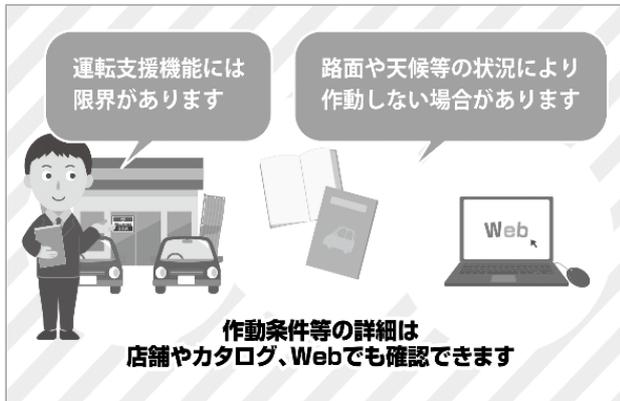
▶URL https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/2020hutouhyouji_leafret.pdf

■ 公取協会員店のPR活動を行っています

「適正表示で安心のクルマ選び」をキャッチコピーとして、会員店のPR活動を行っています。8月からは、「サポカー（運転支援機能）の理解促進」、「中古車購入の際の注意点（オプション等の購入強制）」の2本のYouTube動画を新たに公開し、中古車を購入する際の留意点や、「適正表示で安心の公取協会員店」で購入するメリットのPRを実施します。

<<PR動画イメージカット①>>

サポカー（運転支援機能）の理解促進



<<PR動画イメージカット②>>

中古車購入の際の注意点（オプション等の購入強制）



走行距離の不当表示を行った事業者(初回違反)に注意喚起

前回のニュースでもお伝えの通り、当協議会は情報誌(同Webサイト)に掲載された中古バイクの走行距離の不当表示に関する第3回の調査を実施しました。その結果、走行距離の不当表示が見受けられた事業者のうち、初回違反となる33事業者(会員非会員問わず)に対し、「走行距離表示が不当表示に該当するため直ちに修正すること」及び「今後、同様の不当表示が確認された場合はより厳しい措置を採ること」を記載した文書による注意喚起を実施いたしました。

なお、今回の調査で再違反となる事業者に対しましては、さらに詳しい調査を継続しております。

【初回違反事業者 会員・非会員別】

会員店	13社	非会員店	20社	計	33社
-----	-----	------	-----	---	-----

プライスカード作成システムが新しくなりました!!

公取協が提供している「プライスカード作成システム」が、より使いやすく便利になりました。会員専用ページより無償でダウンロードいただけますので、ぜひご活用ください

【主な変更点】

- ・「品質評価書のデザイン変更」及び「品質評価書」(購入者交付用)の印刷機能を追加
- ・プライスカード印刷時の「上下反転機能」を追加
(印刷して半分に折たたんでそのまま車両に掲示することができます。)
- ・「初度登録(届出)年」とは別に、新たに「モデルイヤー」の表示項目を追加



■プライスカード作成システムのダウンロードはこちら ▶<https://www.aftc.or.jp/member/>

■「品質評価実施店」専用のプライスカード作成システムのダウンロードはこちら

▶https://www.aftc.or.jp/mc_member/tools_download.html

(上記ダウンロードにはIDとパスワードが必要となります。ご不明な場合はお問い合わせください03-5511-2113)

品質評価者講習が9月よりスタートします

品質評価者(査定士)資格を更新・新規取得いただくための品質評価者講習が9月初旬よりスタートします。講習はeラーニング(パソコン学習)によりご受講いただけます。受講方法等につきましては、9月初旬に改めてご案内いたしますので、受講対象の方は、必ずご受講いただきますようお願いいたします。

【受講対象となる方】

更新講習：有効期限が2021年3月31日までの方

新規講習：①品質評価者が在籍していない販売店の方 ②新たに品質評価者資格を取得されたい方

受講料：更新4,000円 新規6,000円

※なお、今年度より集合講習は開催いたしません。eラーニングでのご受講をお願いいたします。

規約に基づくプライスカードの表示を実施していますか

—セルフチェックを実施して「品質評価実施店」になりましょう!!—

あなたのお店のプライスカードの表示が、規約に基づく適正な表示となっているのか、年に一度はチェックしましょう。スマートフォンのカメラから下記QRコードを読みこんでいただくことで(パソコンの場合は下記URLより)、プライスカードの必要表示事項をチェックできます。

なお、セルフチェックの結果、適正な表示を実施していることが確認された場合、「品質評価実施店」への選定対象店となります。まだ「品質評価実施店」に選定されていない会員店におかれましては、当該セルフチェックを実施して「品質評価実施店」になりましょう。

(セルフチェック実施時に会員番号の入力があります。ご不明場合は、当協議会までご連絡ください。)

▶URL <https://forms.gle/kHiX9m8G2Jxa3U457>

